

# 静岡県の労働相談窓口

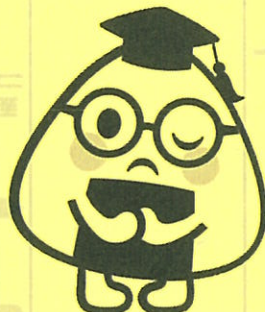
のご案内

県内3か所の県民生活センターでは、専門の労働相談員が労働に関する問題について幅広く相談に応じています。

労働問題でお悩みの方・・・

残業手当が支払われない

突然辞めろと言われた



有給休暇が取れない

その他、労使関係、パワハラ・セクハラ等の職場の人間関係、労働災害、就業規則の見直しなど労使双方からの相談に応じています。

## 御相談ください！

相談窓口

来所相談

(受付時間)

月～金

9:00～12:00

13:00～16:00

※土・日・祝日、  
年未年始を除く  
※所在地は裏面を  
ご覧ください。

東部県民生活センター

所在地 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2階  
電話 055-951-9144

中部県民生活センター

所在地 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階  
電話 054-286-3208

西部県民生活センター

所在地 浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎3階  
電話 053-452-0144

電話相談

0120-9-39610(フリーアクセス)

※携帯電話・IP電話からは御利用できませんので、各県民生活センターへおかけください。

弁護士  
労働相談会

各県民生活センターで月1回弁護士による無料相談会を実施しています。  
(予約制) 東部(第2水曜)、中部(第4水曜)、西部(第3水曜)

メール相談

労働政策課ホームページまたは右記QRコードから御相談ください。

【労働政策課HP】

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/index.html>



労働委員会の  
あっせん制度

個々の労働者と事業主(会社)との間で解雇や賃下げ等の労働関係のトラブルが発生した時に当事者の間に入り、解決のお手伝いをします。

【申請先】各県民生活センター

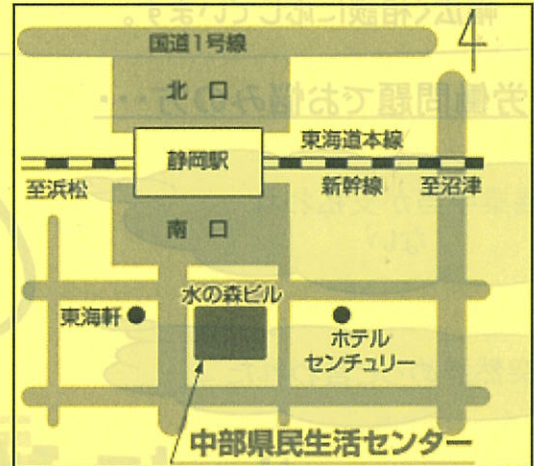
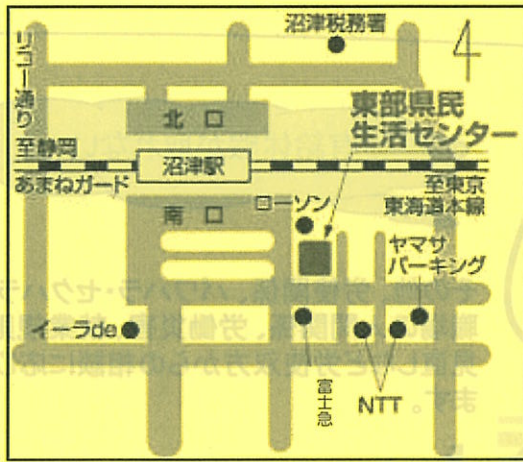
お問い合わせ先

静岡県経済産業部就業支援局労働政策課

電話:054-221-2338

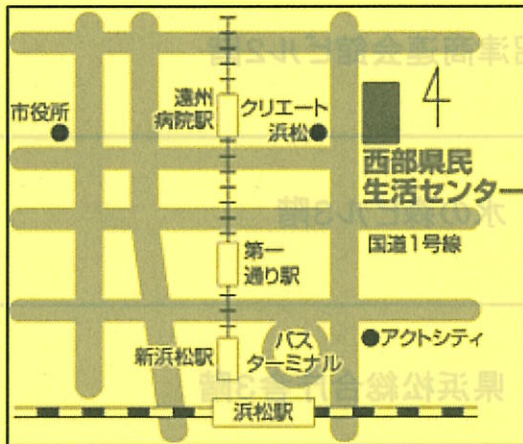
内案この

# 相談窓口



**東部県民生活センター**  
 〒410-0801  
 沼津市大手町1-1-3沼津商連会館ビル2階  
 Tel 055-951-9144  
 ※JR沼津駅南口から徒歩約1分

**中部県民生活センター**  
 〒422-8067  
 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル3階  
 Tel 054-286-3208  
 ※JR静岡駅南口から徒歩約1分



**西部県民生活センター**  
 〒430-0929  
 浜松市中区中央1-12-1浜松総合庁舎3階  
 Tel 053-452-0144  
 ※JR浜松駅北口から徒歩約15分

## 求職中の方はこちら

東部・中部・西部の各県民生活センターでは、学生・若者から中高年齢者、子育て女性まで、幅広い世代の方への就職支援を行う「しずおかジョブステーション」を設置しています。

### 【問い合わせ先】

しずおかジョブステーション東部 TEL 055-951-8229(総合案内)

しずおかジョブステーション中部 TEL 054-284-0027(総合案内)

しずおかジョブステーション西部 TEL 053-454-2523(総合案内)

